

## 敦賀市医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、敦賀市医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）で定める要件を満たす民間事業所等が医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業の実施に要する経費の全部又は一部を補助し、もって支援体制の整備の促進に取り組む民間事業所等を支援することを目的とする。

### (補助対象)

第2条 補助対象者は、実施要綱第3条に定める者とする。

2 補助対象事業は、実施要綱第4条の各号に定める実施内容の全部又は一部を実施した場合とし、補助上限は次のとおりとする。

サービス等利用計画策定前の業務

医療的ケア児等1人当たり8時間までを上限とする。

3 補助対象経費は、別表に定める経費とする。

### (補助金の交付額)

第3条 この補助金は、次により算出された額を交付するものとする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表1第2欄に定める対象経費の実支出額と同表第3欄に基づき算出する補助上限金額とを比較し、いずれか少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額に別表1第4欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 民間事業所等は、市長が別に定める期日までに、第1号様式による交付申請書等を市長に対し提出するものとする。

### (補助金の変更交付申請)

第5条 補助金の交付決定後、事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第2号様式による変更交付申請書等を市長に提出するものとする。

### (補助金の交付の決定及び通知)

第6条 市長は、第4条又は第5条の規定による交付の申請があったときは、交付申請書及び関係書類等の審査を行い、適当と認める場合は、第7条に掲げる事項を条件に補助金の交付を決定し、補助金の交付決定を受けた民間事業所等に第3号様式又は第4号様式により通知する。

### (交付の条件)

第7条 この補助金の交付に当たっては、次の各号で掲げる条件を付するものとする。

(1) 実施状況報告

市長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について報告を徴し、又は検査を行うことがある。

## (2) 是正のための措置

市長は、前号による実施状況報告の審査の結果、この要綱に定める交付の条件に適合しないと認められるときは、当該補助事業等につき、民間事業所等に対しこれに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

## (3) 事故報告等

民間事業所等は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及びその他必要事項を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

## (4) 遂行命令等

ア 市長は、民間事業所等が提出する報告書及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、その者の補助事業等が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、民間事業所等に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。

イ 民間事業所等がアの命令に違反したときは、市長は、民間事業所等に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

ウ イの一時停止を命ずる場合において、民間事業所等が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、市長は、（5）の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

## (5) 交付決定の取消し

ア 市長は、民間事業所等が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、本項は、補助金について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（ア）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

（イ）補助金を他の用途に使用したとき

（ウ）補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき

イ 市長は、アの規定により交付決定を取り消したときは、第5号様式により、当該交付決定を取り消された民間事業所等に対し通知するものとする。

## (6) 補助金の返還

ア 市長は、民間事業所等が、交付の決定の全部又は一部が取り消された場合は、期限を定めて当該部分に係る補助金の返還を命じるものとする。

イ 市長は、アの規定により補助金の全部又は一部の返還を命じることを決定したときは、第6号様式により、当該返還を命じられる民間事業所等に対し通知するものとする。

## (7) 延滞金

ア 民間事業所等は、（6）により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、敦賀市諸収入金督促手数料および延滞金徴収条例（昭和51年3月30日条例第9号）に定める割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ アの規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額

は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(8) 事情変更による届出

民間事業所等は、補助金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出て、その承認又は指示を受けるものとする。

(9) 他の補助金等の一時停止等

市長は、民間事業所等が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合においては、他に同種の事務又は、事業について交付すべき補助金があるときは、相当の程度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(10) 関係書類の保管

民間事業所等は、この補助金の交付に係る収入、支出その他関係書類を当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(11) 他の補助金等との重複の禁止

この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(申請の撤回)

第8条 民間事業所等は、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときはこの交付決定の通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

(実績報告)

第9条 民間事業所等は、補助事業が終了したとき、又はこの補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早いときに、当該交付決定に係る事業の実績について、第7号様式により、指定する期日までに市に報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 市は、第9条による事業実績の報告があったときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、第8号様式により民間事業所等に通知する。

(補助金の支払い)

第11条 市は、第10条に定める補助金の額を確定したときは、第9号様式による民間事業所等の請求に基づき交付確定額を支払う。

(是正のための措置)

第12条 市は、第10条による審査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、敦賀市補助金等交付規則（昭和57年3月29日規則第5号）の定めるところによる。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
補助事業	補助対象経費（※1）	補助上限	補助率
サービス等利用 計画策定前の業務	退院時カンファレンス 参加経費、在宅移行支 援に係る連絡調整業 務、基本相談業務、個 別支援会議参加経費、 個別支援に係るスーパ ーバイズに対する報償 費相当額	医療的ケア児等1人 あたり8時間まで 上限額 32,000円/人 時間単価 4,000円/時間	10分の10

※1 いずれも、補助対象事業の実施に要する経費から、利用者負担金その他の収入額を控除した額とする。